

## 7. 参加資格及び条件

### (2) 参加の条件

(イ) 平成22年4月1日以降に竣工又は設計が完了した延べ床面積が500㎡以上の同種施設※1、若しくは類似施設※2の設計業務実績（以下「設計実績」という。）を有すること（設計共同企業体にあつては代表構成員である必要は無い。）。

※1「同種施設」の設計業務とは、市町村の本庁舎、及び支所等の基本及び実施設計業務とする。

※2「類似施設」は、8.(4)イ.(ii)を参照

### (カ) 主任技術者

- a. 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者をそれぞれ1名配置すること。
- b. 意匠主任技術者は、参加表明書等の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- c. 構造主任技術者は、参加表明書等の提出時点において、構造設計一級建築士、若しくは一級建築士の資格を有すること。
- d. 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、参加表明書等の提出時点において、設備設計一級建築士、建築設備士、若しくは一級建築士の資格を有すること。
- e. 意匠主任技術者は、参加表明書等の提出日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。また、意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力事務所）を加えることができる。

## 8. 参加表明書等の提出【一次審査】

### (4) 提出書類の記入上の留意事項

#### イ. 主要業務実績書（様式2）

次の(i)(ii)に該当する同種又は類似の業務実績を記載すること。ただし、提出件数は様式2-1、様式2-2ともに3件以内とし、様式1枚につき1件を記載すること。

なお、様式2-1の業務実績とは、本業務の契約履行が公告日までに完了しているものをいい、施設の完成は問わない。様式2-2の業務実績とは、施工業務の契約履行が公告日までに完了し、引渡し済みのものに限る。

- (i) 同種施設の実績は、過去10年以内（平成22年4月1日以降）に、日本国内で竣工又は実施設計を完了した、延べ床面積500㎡以上の市町村の本庁舎の基本及び実施設計業務に携わった実績を対象とする。
- (ii) 類似業務の実績は、過去10年以内（平成22年4月1日以降）に、日本国内で実施設計を完了した、延べ床面積500㎡以上の国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）別添2による類型4（業務施設）の第1類（事務所等）又は第2類（銀行、本社ビル、庁舎等）の新築建築物の基本設計、実施設計に携わった実績を対象とする。